

訪問看護介護システム更新業務 プロポーザル方式実施要項

1 目的

現在、訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所にて使用している既存システムについて、サーバ等のハードウェアの保守期間が過ぎており、今後保守部品の枯渇の恐れがあるため、更新が必要である。また、ハードウェアの更新に伴い、既存システムが動作保証対象外となるためソフトウェアの更新も行う。システム更新にあたり公募型プロポーザル方式の実施について必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

訪問看護介護システム更新業務

(2) 業務内容

別紙「碧南市訪問看護介護システム更新業務仕様書（以下「仕様書」という。）」
参照

(3) 利用期間

令和6年7月1日から令和11年6月30日まで

(4) 更新対象

訪問看護介護システム及び関連ソフト

(5) 納入場所

ソフトウェアは、碧南市民病院訪問看護ステーションに納入

3 システムの選定

本業務のシステムの選定は、公募型プロポーザル方式により行い、提案書及びプレゼンテーションの内容により、職員で構成する訪問看護介護システム更新業務評価委員会（以下「委員会」という。）においてシステムを選定する。

4 参加資格

(1) 参加資格

参加申出日において、以下に掲げる条件をすべて満たしていること。

ア 訪問看護事業所において、訪問看護介護システム及び居宅介護支援システムの導入実績があること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しな

いこと。

ウ 碧南市契約規則（平成5年碧南市規則第1号）第5条第1項及び第21条の規定による競争入札参加資格を有している者で、当該業務に対応する希望営業種目の登録をしていること。

エ 参加申出書の提出期限から受託者の決定の日までの期間において、碧南市競争入札参加停止等措置要領（平成20年4月1日）第4条の規定による競争入札参加停止等措置を受けていないこと。

オ 参加申出書の提出期限から受託者の決定の日までの期間において、「碧南市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月27日付け碧南市長等・愛知県碧南警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

キ I SMS又はプライバシーマークを取得していること。

ク 導入するシステムに精通したシステムエンジニアが1名以上プロジェクトに参画できる体制にあること。

ケ 愛知県内にシステムの保守業務従事者が配置されていること。

(2) 参加申出

参加希望者は、上記参加資格等を満たすことが確認できる書類を添えて、参加申出書（様式第1号）を提出するものとする。

(3) 参加申出書の提出期限

令和5年8月21日（月）午後5時まで（必着）

(4) 参加申出書の提出方法

事前に電話連絡の上、「10 対応窓口」に直接持参すること。郵送、電子メール又はファクシミリでの提出は不可とする。

(5) 参加資格確認の通知

参加申出者に対し、令和5年8月23日（水）までに、参加資格確認結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。参加資格が認められなかった参加申出者に対しては、参加資格が認められなかった旨及びその理由を記載するものとする。参

加資格が認められなかった旨の通知を受けた参加申出者は、市長に対して書面によりその理由についての説明を求めることができるものとする。

5 質問及び回答

(1) 質問受付最終日：令和5年9月11日（月）午後5時

(2) 質問について

本案件に関する質問事項は、参加資格を満たす者（以下「有参加資格者」という。）からの質問のみ受け付けることとする。また、質問は電子メールでのみ受け付けることとする。なお、「10 対応窓口」に電子メール送付の旨を連絡すること。

各有参加資格者からの質問に対する回答を取りまとめた上、令和5年9月15日（金）午後5時までにすべての有参加資格者に電子メールにて回答する。

6 提案書等の提出

(1) 提出書類

A4サイズより大きいサイズの用紙を用いる場合は、Z折りする等の方法により全てA4サイズに収めた上で、以下の書類を提出すること。ただし、提案書については、両面印刷で頁番号を付記し、30頁以内に収めるものとする。また、提案書の返却は行わないものとする。

ア 提案書（様式第5号）

提案書には、以下の事項を必ず記載すること。なお、提案書の作成に要する費用は有参加資格者が負担するものとし、提出後の内容変更は認めない。

(ア) 会社概要

設立年月日、代表者氏名、資本金、売上高、自己資本比率、賠償責任保険の加入有無、従業員数（うち技術者数）及び業務内容等について具体的に記載すること。また、業務協力を予定している会社がある場合は、その全てについて同様に記載すること。

(イ) 導入実績

訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所での導入実績を記載すること。

(ウ) 導入スケジュール

本稼働までのスケジュールを提示すること。

(エ) 提案システムの特徴

ソフトウェアの特徴、アピールしたい点や特記事項があれば具体的に記載する

こと。

(オ) 障害対策

各システムの安定性や信頼性を維持するための方法を記載すること。

また、運用・連絡体制、保守の範囲、障害対応方針（ネットワーク障害やシステム障害が発生した場合の対応（発生から対応までの時間等））などを具体的に記載すること。

(カ) セキュリティ対策

情報の不正コピー、改ざん、破壊、不正アクセス等、不正処理への対策について記載すること。なお、ID・パスワード以外で、その他ログイン可能な方法があれば記載すること。

(キ) 保守体制

運用・連絡体制、保守の範囲、対応時間などを具体的に記載すること。また、システム導入に際しての研修計画についても記載すること。

(ク) 自由提案

上記項目以外で市に提案があれば記載すること。

(ケ) 未対応事項

仕様書の中で、対応できない内容がある場合には、その理由を添えて記載すること。

イ 訪問看護介護システム機能確認書（以下「確認書」という。）

確認書は、仕様書の基準に基づき回答欄に記載すること。また、代替案等運用回避策がある場合については、その概要を備考欄に記載すること。さらに、代替案等運用回避策をとる場合で費用が発生する場合についても、必要経費を備考欄に記載すること。なお、追加機能においては、確認書の項目で記載された機能要件以外で特に秀でる機能がある場合は、確認書の6、発展性の項目内の2の事項に、その概要と費用が発生する場合の必要経費を備考欄に記載すること。

ウ 見積書（任意様式）

見積対象の範囲及び見積条件は、次のとおりとする。見積金額の算出にあたっては、システム導入・構築費用及び導入初年度を含む5年間の保守費用を算出すること。また、別紙1 見積明細書の要件を満たす場合は有参加資格者の見積書などの任意様式とする。要件を満たさない場合は、別紙1 見積明細書を添付すること。なお、

システム選定後、再度見積もりを依頼することがある。

(ア) 見積対象の範囲

a システム導入・構築費用（利用料）

システム（ソフトウェア・関連ソフト・ネットワーク）導入・構築費用、利用料（使用料）

b データ移行費用（既存業者が提供するファイルでの移行作業費）

既存業者と新規業者が異なる場合、新規業者システムへの既存データ導入に係る加工費も含めるものとする。

c カスタマイズ費用

d 運用回避策等其他費用（発生する場合のみ）

e 保守費用

ソフトウェアに係る保守費用は5年分とする。

(イ) 見積条件

a 利用期間

システムの利用期間は令和6年7月1日から令和11年6月30日までとする。（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

b 見積上限額

10,398千円（消費税込み）

c 見積書様式

別紙1見積明細書の要件を満たす場合は任意の様式でも可とする。

エ 磁気媒体

(ア) 磁気媒体はCD-R又はDVD-Rとする。

(イ) 磁気媒体に収める内容は「ア 提案書」のデータとする。

(ウ) 磁気媒体に保存する形式は、Microsoft Office2019以降で扱える形式とする。

ただし、「10 対応窓口」の担当者が別に形式を定めて提出を求めた場合は、この限りではない。

(エ) 提出された提案書は、有参加資格者に無断で使用しない。ただし、選定を行う作業に必要な範囲において印刷物を磁気媒体から作成する。

(オ) 実績などを紹介する資料があれば、併せて提出すること。

(2) 提出部数

ア 提案書 15 部及び提案書を記録した媒体 1 枚

イ 確認書 15 部

ウ 見積書 15 部（原本 1 部、写し 14 部）

(3) 提出方法

事前に電話連絡の上、「10 対応窓口」に直接持参すること。郵送、電子メール又はファクシミリでの提出は不可とする。

(4) 提出期限

令和 5 年 9 月 28 日（木）午後 5 時まで（必着）

(5) 提案の辞退

参加申出書提出後に辞退する場合は、参加辞退届（任意様式）を提出期限の前日までに事前に電話連絡の上、「10 対応窓口」に直接持参すること。

7 プレゼンテーション

(1) 日時及び場所

令和 5 年 10 月 13 日（金）碧南市民病院多目的研修室にて実施する。なお、開始時間等の詳細については後日連絡する。

(2) 方法

プレゼンテーションについては、デモ環境を準備すること。1 事業者の提案は 30 分程度以内（デモンストレーションを含む。）とし、質疑は 10 分程度以内とする。プレゼンテーションに要する機器等は、有参加資格者にて準備すること。なお、碧南市民病院多目的研修室のスクリーンは貸出可とする。また、提案によるシステムの運用例をプレゼンテーションで実演し、導入後の業務手順を示すこと。

(3) 費用負担

プレゼンテーションにおいて利用するプロジェクター、パソコン等の機器については、有参加資格者にて準備をすること。また、プレゼンテーションに伴う費用負担は、各有参加資格者で負担するものとする。

8 最終審査及び評価

(1) 審査及び決定方法

評価委員会において、各システムの提案書及びプレゼンテーションの内容をもとに、評価書により評価し、利用システムを決定する。

(2) 結果通知

審査結果は、各有参加資格者に書面により通知する。この場合において、選定されなかった理由を求める場合は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内の午後5時までに書面（様式任意）を「10 対応窓口」へ持参して提出すること。なお、回答についても有参加資格者に書面により通知する。

(3) 審査に対する異議申立ては受け付けないものとする。

9 契約の締結

本案件は、有参加資格者との契約とする。カスタマイズがある場合は、利用料に含む又は委託料で別途契約をするかを協議すること。

10 対応窓口

(1) 担当部門及び担当者名

経営管理部医事経営課企画推進係 遠藤

(2) 連絡先

〒447-8502 愛知県碧南市平和町3丁目6番地

TEL : (0566) 48-5050 内線 2511

E-mail : bijika@city.hekinan.lg.jp

11 その他

- ・提出期限後における提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- ・提案書に虚偽の事項を記載した場合には、提案書を無効とする。
- ・提出書類の記載内容に関する責任は有参加資格者が負うものとする。
- ・プロポーザル方式等の選定の終了後、決定者の氏名及び総合点数並びに非決定者の総合点数を、結果通知日から1年の間、市民病院のホームページで公表するものとする。

様式第1号(第9条関係)

プロポーザル方式等参加申出書

年 月 日

碧南市長 補 宜 田 政 信 様

住所

商号又は名称

代表者名

印

下記の業務に参加を希望するため必要書類を添えて申し出ます。

なお、参加資格要件を満たしていること並びにこの申出書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

業務名 訪問看護介護システム更新業務

連絡担当者

所属

氏名

電話

FAX

様式第5号(第13条関係)

提 案 書

年 月 日

碧南市長 彌 亘 田 政 信 様

住所

商号又は名称

代表者名

印

下記の業務について、別添のとおり提案書を提出します。

記

業務名 訪問看護介護システム更新業務

連絡担当者

所属

氏名

電話

FAX